

愛川町教育委員会

平成24年3月27日

愛川町教育委員会 3 月定例会会議録

- 1 会議日程 平成24年3月26日(月)
午後2時00分から午後4時09分
- 2 会議場所 愛川町文化会館3階特別会議室
- 3 議事日程 日程第1 会期の決定について
日程第2 前回会議録の承認について
日程第3 教育長報告事項について
 (1) 教育長報告事項
 (2) 平成24年度第1回議会定例会について
日程第4 愛川町立公民館長の任命について(半原公民館)
日程第5 愛川町立公民館長の任命について(中津公民館)
日程第6 愛川町青少年指導委員の委嘱について
日程第7 愛川町スポーツ推進委員の委嘱について
日程第8 愛川町文化財保護委員の委嘱について
日程第9 愛川町立第1号公園体育館条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について
日程第10 その他
 (1) 平成24年度予算の概要について
 (2) 第2次愛川町生涯学習プランについて
 (3) 第2次愛川町男女共同参画基本計画について
 (4) その他
- 4 出席委員 教育委員長 平田明美
 委員長職務代理者 榮利隆一
 教育委員 足立原威
 教育委員 岡本弘之

教育長

熊坂直美

5 欠席委員 なし

6 説明を要した者及び議事録作成のため出席した者

教育次長	河内健二
教育総務課長	熊坂祐二
生涯学習課長	大八木尚一
スポーツ・文化振興課長	近藤史朗
教育開発センター指導主事	佐野昌美
生涯学習課副主幹	茅泰幸
教育総務課副主幹	井上守

◎開会

○（平田委員長） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席委員は5人であります。定足数に達しておりますので、3月愛川町教育委員会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、ご承知願います。

これより日程に入ります。

◎日程第1

○（平田委員長） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期であります。本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（平田委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第2

○（平田委員長） 次に、日程第2、前回会議録の承認についてを議題といたします。

会議録につきましては、既に配付のとおりであります。

これより質疑に入ります。

ご意見、ご質疑ありましたら、お願いいたします。

ご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

- (平田委員長) ご異議ないものと認めます。

よって、日程第2、前回会議録の承認については、原案のとおり承認されました。

なお、定例会終了後に会議録署名原本をお回しいたしますので、委員の方は署名をお願いいたします。

◎日程第3

- (平田委員長) 次に、日程第3、教育長報告事項についてを議題といたします。

(1)の教育長報告事項、(2)平成24年第1回議会定例会について、以上2項目について、一括で説明をお願いいたします。

——教育長より詳細について説明——

- (平田委員長) ご説明ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

初めに、(1)教育長報告事項について、お聞きしたいことなどありましたら、お願いいたします。

ございませんか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、次の(2)の平成24年第1回議会定例会について、お聞きしたいことなどありましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。岡本委員、お願いいたします。

- (岡本委員) 中学校の愛川中学の2期制、ここでやめるということで、大まかに変えた理由が書いてありますけれども、町の姿勢として8年間2期制をやってこられたわけです。これについてのまとめというのは、この程度で終わるのですか。成果などをまとめた冊子等を作成するのですか。

- (熊坂教育長) 研究指定は初めの2年間だけでございます。その後お諮りをして、小中学校の管理運営規則を変えましたので、実施をしたい場合は教育委員会へ届出だけで実施がで

きるようになっております。ここ数年は研究指定ではなく届出という形で行われてございました。ですから、最初の研究指定のときには学校でまとめられた十数ページの冊子が出ております。

○（平田委員長） ほかにございますか。足立原委員、お願いします。

○（足立原委員） 今の2期制の関連ですが、この問題については教育委員会で報告を受けましたのでわかっておりますけれども、この答弁をされた中で、全教育活動を通じて確かな学力の向上と学校行事の活性化に一丸で取り組んできた、これが2学期制ですね。また校長先生がかわられまして、いろいろ意見がありまして、やはり3期制にするんだとなったわけですが、その中でも学力の向上と生徒指導上望ましいと結論づけたと、こういうふうにあるわけですね。両方同じようなことをいっているんですけれども、確かに厚木愛甲の地域がすべて3学期制をやっている。そういう中で愛中だけがそれをやってきたので、うまく合わないというのが大きな理由かと思うんです。この答弁の中ではちょっと苦しいような答弁をなさっているんですけれども、今、岡本委員がおっしゃったけれども、最初2年間研究指定があったので、新しい試みとして取り組まれたと思うんですけれども、高校の入試制度も変わってきた中でこういうようなご答弁になっているわけですが、この辺の学力課題でこれがどうだったのか。成果があったのかというところがもう少し議員としては聞きたかったのかなと。そこまで、私は議会の質問を聞いておりせんし、突っ込んだ議論を聞いていませんからわかりませんが、その辺のところはどうだったのかなということを聞きたかったのかなと、こんなふうに私は感じるんです。感想です。

○（熊坂教育長） 実は22年度の学校評価反省で、23年度に見直しをする、そういう方向性が出ておりまして、前校長さんの時代ですが、すべて23年度1年をかけて見直そうということで見直しをしてきたわけでございます。県内を見ても、大きなところでは、川崎、それから大和、幾つかの市は現在もう全体が2学期制で動いているところもあります。本町と同じように、学校の裁量でできるとしたところが、横浜を初め6つぐらいの市町がございます。残りが3学期制で動いている、そんなような現状がございます。全国的に見ますと、やはり20数%の地域で2学期制で進んでいるところもあるというふうなことが現状としてはございます。2学期制を敷いたところのメリットは、終業式それから始業式の数が減りますので、やや時間的には弾力的に運用ができるということが一つメリットとしてはございます。ですから、きゅうきゅうに一日の日課を時間数を入れなくてもやりくりができるという面で、そういう面では学校の生活の上ではやりやすいという面はあったかと思えます。ただ、ここ

へきまして、授業時数が増えました。2学期制を実施していこうとする時に、入試のこととか、厚木愛甲では1つしか残っていないということで、いろいろな行事の調整をしていくときに非常に難しさがある。そんなことで、ちょうど学習指導要領も変わるということが出てきていましたので、思い切って学校では見直しをしよう、そういう決断をされたようでございます。

もう一つは、保護者の不安としては、要は進路にかかわる成績というのが10月にならないと子供たちの成績がわからないです。そうしますと、判断をしていくのにちょっと不安が残る、こういう声も高まったということも聞いております。そんな中で、では1学期ということではっきり成績を出す形をとったほうがいいだろうというようなこともありまして、3学期制に踏み切るということになったようでございます。

- （岡本委員） 厚木愛甲で18校ある中で、愛川中1校でそういう新しい試みをやられたことで、勇気あることだったと思うんです。ですから、それなりの成果とか、そういうのがあろうと思うんですけれども、せっかくそういう形を先生方も一生懸命取り組まれたわけですから、何か一つの成果であれ、あるいはデメリットであれ、そういったものが余り簡単な報告で終わってしまうのはちょっと残念な気がするんです。その当時の先生方も大変苦勞をいろいろなさったり、そういう苦勞話もあるでしょうし、そういったことが何らかの形で、ここでおやめになっても3期制のいい形で生かされる。ほかの学校のためにもなるし、そういう意味もあるんじゃないかという気がして、大体わかりますけれども、何か一つ形として残すぐらいの意味がある研究をやられたのではないかなという思いがしましたので聞いたんですけれども。

実は、別の話になりますけれども、私も学校のときに2期制をやったんです。高校は学校裁量で自由にできますから、みんながやろうといえはできるんです。理由は行事とか時間がとれない、勉強の。そういう理由が大半だったんです。実際やったら全く変わらなかったです。浮いた時間はみんな行事に使ってしまうんです。勉強には回さない。行事とか、いろいろなものを使って、せっかく実施したのに、最初のねらいが全然効果がなかった。結局生徒から勉強面で不安が出て、先生方の中からも意見が出てきて、やめようということになったんですけれども。恐らく、愛川中もやってこられたけれども、ここへきておやめになるということは、デメリットのほうが多分多かったんじゃないかと思うんです。いい面があればやめようという声は出なかったと思うんです。その辺があるので、何か大きな意味があったんじゃないかという思いがしますので、何か形でまとめていただくといいなという思いはしま

すけれども、今はもうちょっとたちましたからいいですけれども。

以上です。

○（平田委員長） ほかにございませんか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認めます。

よって、日程第3、教育長報告事項については、教育長報告のとおりご承認願います。

◎日程第4及び日程第5

○（平田委員長） 次に、日程第4、議案第15号、愛川町立公民館長の任命について（半原公民館）及び日程第5、議案第15号、愛川町立公民館長の任命について（中津公民館）の2議案について、関連がありますので、一括議題といたします。

提案者の説明をお願いいたします。

——教育長より詳細について説明——

○（大八木生涯学習課長） それでは、若干補足させていただきます。

まず初めに半原公民館でございますけれども、ただいま教育長のご説明がありましたように、現館長 藤本 弘 氏は、平成21年4月から3期館長としておられました。ご勇退ということで、今年の2月15日の広報で一般公募をいたしました。そして、3名ほど応募がありまして、それぞれレポートを出していただき、さらに面接を行いまして、その中から田中伸一さんを適ということで、本日ここに提出させていただいたものでございます。田中伸一さんの略歴でございますけれども、平成2年に愛甲教育事務所の指導主事になられまして、それから愛川町の教育委員会指導主事、その後は町内の中学校の教頭、最後が厚木の毛利台の校長さんを務めていらっしゃいます。最後は毛利台の校長さんで定年退職をされた。その後神奈川県総合教育センターの教育指導主事の専門委員を2年やっております、ここで勇退ということで、応募をした経緯となっております。

続きまして、澤田孝夫氏でございますけれども、平成23年4月1日に、やはり一般公募いたしまして採用させていただき、ここで任期満了ということでありますが、勤務成績良好ということで引き続きお願いしたいということでございます。

説明は以上でございます。

○（平田委員長） これより質疑に入ります。ご質疑、ご意見等ありましたら、お願いいたします。ご質疑ありますでしょうか。

(「別にありません」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑がありませんので、質疑を終結したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結し、表決に入ります。

初めに、議案第14号、愛川町立公民館長の任命について(半原公民館)の採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第14号、愛川町立公民館長の任命について(半原公民館)は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号、愛川町立公民館長の任命について(中津公民館)の採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第15号、愛川町立公民館長の任命について(中津公民館)は原案のとおり可決されました。

◎日程第6

- (平田委員長) 次に、日程第6、議案第16号、愛川町立青少年指導員の委嘱についてを議題といたします。

提案者の説明をお願いいたします。

——教育長より詳細について説明——

- (大八木生涯学習課長) それでは、若干補足説明をさせていただきます。

愛川町青少年指導員につきましては、指導員に関する規則というものがございまして、その設置ということで、地域社会における青少年の生活と自発活動を指導するため、教育委員会に青少年指導員を置くと定めてございます。その中で定数につきましては定数は25ということになっております。今年度任期がえということで、各区からご推薦をいただくという形をとっております。小学校と中学校からもご推薦をいただき、本日ここにご提出するものでございます。

説明は以上でございます。

- （平田委員長） それでは、これより質疑に入ります。

ご質疑、ご意見等がありましたら、お願いいたします。ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結し、表決に入ります。

議案第16号、愛川町青少年指導員の委嘱についての採決をいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認めます。

よって、議案第16号、愛川町青少年指導員の委嘱については、原案の通り可決されました。

◎日程第7

- （平田委員長） 次に、日程第7、議案第17号、愛川町スポーツ推進委員の委嘱についてを議題といたします。

提案者の説明をお願いいたします。

——教育長より詳細について説明——

- （近藤スポーツ・文化振興課長） スポーツ推進委員につきましては、スポーツ推進委員に関する規則第3条において定数が23名、また同規則において任期2年とされております。そうした中で新たに4月1日以降の2年間を委嘱期間と定め、お手元に配しました委員をご提案します。委員の新任、再任の状況でございますが、スポーツ推進委員につきましては、新任が9名、再任が14名であります。

なお、委員につきましては、各行政区の区長さんに依頼を申し上げ、ご推薦いただいた方々でありまして、適任者と思っておりますのでお認めいただくようよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

- （平田委員長） それでは、これより質疑に入ります。

ご質疑、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

足立原委員、お願いいたします。

- （足立原委員） 今お話のように再任が14名ということで、各地区の区長さんからの推薦なわけですけれども、こういう中で、例えば長くやっていたらいい方もいいわけですけれども、各地区というのは行政区、そこから23名出てこられるわけです。いろいろなスポーツを進める中で、リーダーをやるわけですが、たしか菅谷さんがスポーツ推進委員の会長になっているのではないかなと思うんですけれども、学識経験者というか、行政から選ぶような形の考え方として、全員ではなく何人かをそういう枠を設けていこうというようなお気持ちはないんですか。
- （近藤スポーツ・文化振興課長） ただいま委員さんが言われた学識経験者、他市においてはそうした方が委員さんになっておられる方もおられますので、そういったことはまた今後とも研究はしていこうとは思いますが、現時点では規則に基づいてさせていただきたいと思っております。
- （平田委員長） 岡本委員。
- （岡本委員） 任期には上限とか、今言うように非常に長い方と、1年ごとに、1期ごとにかわっている、地区によつての事情でしょうけれども、任期の上限というか、そういう規定は全然ないんですね。ただ各行政区から推薦があれば何年でもやっていただくということになるわけですか。
- （近藤スポーツ・文化振興課長） そのとおりでございます。この中で、今お話しになった菅谷会長7期ということでございますが、他市においてはもっと長い、20年、30年やっておられる委員さんもおられるような状況でございます。
- （足立原委員） 私はそここのところを言いたかったわけですが、行事を進める中で、経験者が必要であるわけです。リーダーをとっていくというような方、だけれども、行政区ではその人がいつまでもやっているわけです。行政から、先ほど言いましたような学識経験とか、そういう枠を入れておくことは、そういう地区で一人で何期もやる方も抑えられるんじゃないか、こんなふう思うんです。というのは、余り一地区ですと長くやっておられると、一般住民がどういうふう考えられるかということもあるので、行政のほうで進めるには、長くやっていただいた方がいられれば非常に楽なわけです。この辺のところを考えたときに、そういう枠を少し、3名とか、4名とか置いておけば、その中でどうかなと思うんですけれども。それでお聞きしたわけです。
- （近藤スポーツ・文化振興課長） 各行政区長さんからご推薦いただくということは、それだけ地域に推進委員さんが貢献されているということでございまして、限られた人数で、こ

これはあくまで町行事の駅伝とかいろいろ手伝っていただいておりますけれども、基本的には地域のスポーツ振興ということでお願いしていますので、その上で委員さんを1名ということとでいただいています。そういった中で取りまとめをよくやっておられて、行政区長から推薦をいただいているんじゃないかというふうに理解いたします。

○（平田委員長） 足立原委員。

○（足立原委員） 当然この中に立派な方がいらっしゃるわけです。ですから、そういう方を、例えば行政では学識経験に上げていただいて、そしてまた地域からは地域でさらに選んでいただく。そういう形もあるんです。そんなことも今後考えていただいて、推薦規約を変えていかなければならないんですけれども、どうかなと思うんですが。

○（平田委員長） 教育長、お願いします。

○（熊坂教育長） 貴重なご意見いただきました。他の市町村の様子も調査をしながら、またこれは研究をしながら、その方向がとれるようでしたら規約を見ていきたいと思いますが、しばらく調査期間をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○（岡本委員） 今説明で、区のスポーツの中心になっているという説明があったんですけども、町のスポーツ推進委員ですね。今は愛川町は行政区で1名という形で選ぶ方法を選んでいますけれども、何も1行政区から2名出てもいいわけですね。私はそう思うんですけども、町のスポーツ推進委員ですから。各行政区のスポーツ推進委員ではないですから。今たまたま選ぶ方法が各地区の行政区にお願いすれば一番選びやすいという方法でこういう方法を恐らくとられていると思うんです。でも、これは愛川町のスポーツ推進委員ですから、各行政区で今1名になっていますけれども、別にある行政区では熱心なスポーツ推進委員がおられて2名出てもいいんじゃないかなという気はするんです。この基準がどうなっているかよくわかりませんが、少なくとも町の推進委員だというのがちょっと引かかるんです。

○（平田委員長） 教育長、お願いします。

○（熊坂教育長） 町の推進委員ということの役目が1つと、それから各細かい地域、行政区、ここのスポーツ振興にもかかわっていただきたい、そういう2種類の目的がございます。実際には大きな区、上熊坂と熊坂区は2名お願いをしているという経過がございます。ただ、これも慣例でずっときていますので、ある意味で、先ほども申しましたように、他の地域の実情等も考えながら、いろいろな課題も出てくるかと思しますので、研究はぜひしていきたい。特に推進委員さんが自体も健康志向になってきている中で、どうやったら町全体のスポーツ振興に自分たちがかかわれるかという、そういう課題も持っておられます。ですから、

比較的課題意識は皆さん高い。いろいろな研修の中でも、ニュースポーツを広めようということで、自分たちで研修会を開いたり、そういうことも最近は取り組んでおられます。県央地区の全体の会議が年二、三回あるらしいんですが、その中でやはり愛川町が比較的推進委員さんは平均年齢が若いそうです。ですから、いざ動こうとなるとかなり動けるということはメリットかなということ、この間の懇親会でもそういうお話があったり、課題意識を持っておられる方もあるというような状況もございます。いずれにしても、いろいろな研究をしてみたいと思います。よろしく願いいたします。

○（平田委員長） 足立原委員、お願いいたします。

○（足立原委員） 私が申し上げたんですけれども、スポーツ推進委員という新しい名称に変わったわけなんですけれども、愛川町はスポーツ宣言の町ということですから、例えばスポーツ審議会とか、そういうものも今はありませんけれども、多いに推進をしていかなければいけないわけです。そういう面で考えた中で、スポーツ推進委員は重要な役割を、もちろん体協とか、そういう方向も一つ打ち出す必要があるんじゃないか。例えば文化なら文化の面でも社会教育委員とかあるわけです。これは法律で定められているわけなんですけれども、町独自のスポーツ宣言の町としていますから、やはりこの辺のところももうちょっと深く考えていく必要がある。広く考えていく必要があるんじゃないかなというふうな気持ちもしましたので、申し上げたんです。

○（平田委員長） 私からもよろしいでしょうか。お聞きしたいんですけれども、行政区から約1名なり2名なされているというのは、かなり厳しい中の推薦でしょうか。余裕がある中の推薦なのか、あるいはこの方しかほかにはおおいにならないなという中の推薦なんでしょうか。それがわかれば、今まで継続をせずに次から次へということが出来るかなと思うんですけれども。

お願いいたします。

○（近藤スポーツ・文化振興課長） 地域によって、そういうスポーツをしている方が多い行政区と、また人口が少ない中でスポーツをされておられると思うんですけれども、そういった中で、なかなか難しいということはあるかと思います。そういった中で、いろいろ各行政区さんにご推薦いただく、現実としては行政区がよろうかと思えます。

○（平田委員長） ほかにございませんか。

○（榮利委員長職務代理者） 今の話は、推薦をどうしていくんですかという話と、教育委員会の中のスポーツ振興についてどうしていくかという話を分けたほうがいいんじゃないかと

思うんです。青少年指導員もそうですし、各行政区で活動されている人たちを町全体としてどうしていくか。あるいは、町の教育委員会に関係するスポーツなり、教育の関係をどうしていくか。ちょっと推薦方法とは切り離れたほうが考えやすいんじゃないでしょうか。教育委員会の中でそれをどうしていくかという論議は余り出ていないですから、それもやっぱり少し、教育問題はいろいろ話が出るんですけども、スポーツ振興とか、そういうところについても、生涯学習とか、協議会の中で少し論議の場を設けたほうがいいような気がします。いかがですか。

○（平田委員長） どうですか。委員さんたち、どう考えられますか。

私は個人的にそういうふうな考えはいいかなと思いますけれども、皆さんどうですか。足立原委員、どうですか。

○（足立原委員） 今、榮利委員がおっしゃったようなこともいいんじゃないかなと思います。そういう面で皆さんの意見を出し合うということはいいと思います。それに若干はかかわるんじゃないかと思います。

○（平田委員長） たくさんいろいろな意見をいただきましたので、この件以外にほかにございますか。ありませんでしょうか。町スポーツ推進委員名簿のこの件について、よろしいですか。

では、質疑を終結したいと思います。

ご異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

表決に入ります。

議案第17号、愛川町スポーツ推進委員の委嘱についての採決をいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認めます。

よって、議案第17号、愛川町スポーツ推進委員の委嘱については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8

○（平田委員長） 次に、日程第8、議案第18号、愛川町文化財保護委員の委嘱についてを議題といたします。

提案者の説明をお願いいたします。

——教育長より詳細について説明——

- （平田委員長） 近藤課長、お願いします。
- （近藤スポーツ・文化振興課長） 愛川町文化財保護委員につきましては、愛川町文化財保護条例第13条の規定によりまして、委員の定数は7名、任期は2年で、再任は妨げないとされておりまして、お手元の委員候補者につきましては、全員の方が再任でありまして、人格、見識、実績等を加味し、適任者と存じますので、お認めいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
- 以上でございます。
- （平田委員長） この件につきまして、何かご質疑ございますか。よろしいでしょうか。質疑ございませんか。
- 足立原委員、お願いします。
- （足立原委員） ここに専門分野がいろいろ書かれておりますけれども、例えばこの中に芸能というのがあります。三増獅子舞とか、ああいうのは芸能に入るのか、あるいは歴史に入るのかわかりませんが、本町にもいろいろ美術的な絵画などで非常に有名な方もおいでです。そういうふうな分野について、これはどこに入るのでしょうか。
- （平田委員長） 教育長、お願いします。
- （熊坂教育長） 文化財保護ということが中心でございますので、現在活躍されている方ということの選考とはなってございません。文化財保護の法律がございますので、その法律に決まっておりますような内容につきまして、どう保護したり、保存をしたり、発展をさせたり、活用したり、そういうことについて検討していただく委員として考えてございます。今後そういう方にもお入りいただく必要が出てきましたときには、委嘱をしていければと思っております。
- （足立原委員） そういう非常に立派な方がいらっしゃる、過去にもいらっしゃった。そういう分野が保存とか研究とか、そういうものもこういう中でやっていただく必要があるんじゃないか、こんなふうに思ったわけです。
- （平田委員長） ほかにございませんか。
- （岡本委員） 非常に不勉強なんですけど、愛川町には文化財の保護の対象となっている文化財はどのくらいあるんですか。
- （平田委員長） お願いいたします。

○（近藤スポーツ・文化振興課長） 愛川の教育でお渡しさせていただいたと思いますが、76の文化財としてはございます。その中で県指定・町指定・国登録等がございまして、文芸碑はまた別でございまして、そういったもの、ふるさとの木とか、約140箇所ほどもございます。年間約140カ所ほど、除草、清掃等しております。

○（平田委員長） ほかによろしいですか。

では、質疑がありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結し、表決に入ります。

議案第18号、愛川町文化財保護委員の委嘱についての採決をいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認めます。

よって、議案第18号、愛川町文化財保護委員の委嘱については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9

○（平田委員長） 次に、日程第9、議案第19号、愛川町立第1号公園体育館条例施行規則等の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

提案者の説明をお願いいたします。

——教育長より詳細について説明——

○（平田委員長） 近藤課長。

○（近藤スポーツ・文化振興課長） このたびの一部条例改正についてでございますが、まず、愛川町立第1号公園体育館条例施行規則及び愛川町立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について、説明を申し上げます。

最初に、愛川町立第1号公園体育館条例施行規則であります。愛川町立第1号公園体育館条例施行規則の一部を次のように改正いたします。次のページ、愛川町立第1号公園体育館条例施行規則の新旧対照表をごらんください。第2条中の愛川町立体育館開館時刻を、現行の午前8時30分から午後9時30分までを、午前9時から午後9時までに改めるものであります。

次に、愛川町立体育施設条例施行規則の一部を改正いたします。最終ページの新旧対照表

をご覧ください。別表第1、第2条関係でございますが、愛川町立体育館施設の愛川町坂本体育館ですが、現行の8時30分から午後9時30分までを、午前9時から午後9時までに改める。愛川町小沢ソフトボール場にあつては、午前6時30分から午後7時30分までを、午前6時30分から午後7時までに改めるものであります。

なお、その他の改正は、先ほど教育長から説明がありましたが、厚木市との共同利用のマイタウンカードを利用する予約システムによるスポーツ施設でありまして、施設利用者等の利便性の向上と効率を図るために、また電気料金の経費の削減に努めるものでありまして、両規則の施設使用料とあわせ、平成24年9月1日から施行と考えております。お認めいただきますように、お願い申し上げます。

- （平田委員長） これより質疑に入ります。ご質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。
- （榮利委員長職務代理者） 9月1日から施行するのでいいんですか。予算の関係ですか。
- （近藤スポーツ・文化振興課長） はい。条例改正が前2月定例会で料金の改正を9月1日とあわせておりますので、そちらとの関係、また周知の関係がございまして。あとは、予約システムの予約の申し込みがありますので、そういったこともありまして、事前に3カ月前にシステム上も稼働してまいりますので、そういったこともございます。
- （平田委員長） 教育長、お願いします。
- （熊坂教育長） 体育館の概要で見ていただきますと、現在が8時30分から9時30分、新しいものが午前9時から午後9時、ちょうど1時間短くなっておりますが、実際は現在貸す時間帯が8時30分から2時間単位でとってくるわけです。それで、途中で30分の空白が愛川町の場合ございます。そういう状況が今あるんですが、隣の厚木市等は空白がないんです。ですから、9時から使って11時で終わり、11時から午後1時まで、1時から3時までというふうに、間がなく貸している、そういう形になってございます。30分の余裕あるのもよしあしがありまして、30分余裕があるから来ないうちは使っていていいだろうというような形もあつたりいたします。そういうことで、厚木市と同じように間の空白をとらないで、9時から2時間単位であきをなくして、愛川町も実施をしていこうということでございます。坂本体育館も同じような形でございます。
- （岡本委員） それはいろいろな団体が同じ日に違う団体が使うというときに入れかえがございましてね。そういう意味まで考えた空白の時間だったんですか。そうではなくて。当初はどういう意味だったんですか。

- （近藤スポーツ文化振興課長） この30分は、施設管理者が巡回点検等をするための空白の時間でございました。
- （平田委員長） 足立原委員。
- （足立原委員） 厚木市は今言われたような状況ですね。私も施設を借りていますからわかるんですけども。愛川町、例えば私がテニスをするときに、1号公園は30分間があるんです。非常にこれは楽なんです。30分間ありますので。12時半に終わって午後1時から。厚木にはそれはないんです。愛川町はいい形だなというように私は思って、我々の使っている面では非常に、今度体育館は使っていませんからわかりませんが、課長が言われたように、管理の問題もあるんじゃないかと思うんですが。全部これからそうなるのか。ここに出ているのは1号公園の体育館と小沢、坂本、こういうことになっていますが、ほかの部分ではそういう部分があるわけですか。あるいは、愛川公園もありますね。その辺のところ、お願いします。
- （近藤スポーツ文化振興課長） この規則改正につきましては、体育館、1号公園体育館と坂本体育館、教育施設でございますからご提案をして、テニスコート、野球場、ソフトボール場、これは公園施設なので、都市公園になりますことから、町長部局となりますので、それについては、時間はやはり9時から9時ということでさせていただいておりますけれども、そういったことで今回の定例教育委員会にご提案申し上げました。
- （足立原委員） 確認ですが、都市施設関係も、規則が変更になるんですか。
- （近藤スポーツ・文化振興課長） 規則が変更になります。
- （岡本委員） 理由があると思うんですけども、管理人さんの勤務時間とか、そういったことも絡んでくるんですか。
- （近藤スポーツ・文化振興課長） 委員さんの言われたとおり、職員等は8時半出勤でございます。また、点検ということもありまして、9時からということで、あとは先ほど申しましたように、終わりがそういった節電とか、地域住民的な照明の関係もございますので、そういったことで変更させていただきたいということでございます。
- （岡本委員） 愛川町はスポーツ宣言をしている町なんです。そういう中で、そういう施設もほかの市町村とは違った利用方法とか、そういうのがあって、今の規則の方法、ゆとりある方向でやられたのかと思ったんですけども、現実には管理上の問題なんですね。
- （平田委員長） お願いいたします。
- （近藤スポーツ・文化振興課長） あくまでこのスポーツ施設につきましては、厚木市と共

管のマイタウンカードの共同利用しておりますので、そういったことが前提になります。そういったところで利用者の方から同じ時間帯のほうが利用しやすい、確認しやすい、そういった声もありましたので、そういったことを踏まえまして、検討したわけでございます。

○（平田委員長） よろしいでしょうか。教育次長。

○（河内教育次長） 時間の関係につきましては、まず大きく今回変更ということと言えますと、今言った管理の面もありますし、マイタウンということで、3市町村が合同でということでシステムについても活用している、そういった歩調も合わせたほうがいだろうということです。それから、あとは他市の状況を申し上げますと、例えば海老名市とか座間市とか、あるいは相模原市に視点を当てても、時間帯が役所の関係は8時半から始まり、17時15分までということがありますけれども、公園の施設についても今まで8時半から2時間刻みでいきまして、昼については30分その施設の管理上の面で時間をとっていたところですが、ほかかそういう2時間単位でずっと間を置かないということと、それから本町については、8時30分から9時までの間、ここにまず点検等する時間もございまして、それ以降については2時間単位で21時まで、ナイター施設があるところについては21時まで2時間単位でいこうということです。ただ、朝の、例えばテニスだとか、早朝の利用については従来どおり6時30分から8時半までの2時間単位ということでさせていただいております。したがって、例えばテニスを初め、野球等の場合、早朝等野球をする場合については6時30分から8時30分は変更しないということにさせていただきました。参考に、厚木の場合は7時から9時までということになってございまして、本町については従前どおり、皆さんが早朝で使いたいというニーズというものを確認させていただきまして、6時30分から8時半ということで、それは一応変えない方向にしようということにさせていただきました。そして、8時30分、9時までできますので、というようなことで、屋外の施設と体育館については基本的には9時以降の21時ということです。ですから、今まで夜の関係で節電等の対策も部分的にあるという、対応しなければいけない部分もありまして、21時30分を30分前の、21時に改めるということもこの際に行うということで、そんな歩調も含めてとっているということで、こんな改正をさせていただいたものでございます。

それから、体育施設等、1号公園体育館等についても、この施行規則の中ではここで一応ご承認をいただくということに、関連がスポーツの施設ということと、例えば1号公園等の体育の施設がございまして、あわせた形でここで提案をさせていただき、一応了承をいただきたいということで、そんな関連もありますので、そのようなことで提案をさせてい

ただいたものでございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

以上です。

- （平田委員長） よろしいでしょうか。
- （足立原委員） 結構ですけれども、例えば冬時間等、夏時間等、朝の開始は変わらないのでしょうか。
- （平田委員長） 近藤課長、お願いいたします。
- （近藤スポーツ・文化振興課長） 変更ございません。
- （平田委員長） それでは、質疑を終結したいと思ひますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結し、表決に入ります。

議案第19号、愛川町立第1号公園体育館条例施行規則等の一部を改正する規則の制定についての採決をいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認めます。

よって、議案第19号、愛川町立第1号公園体育館条例施行規則等の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10

- （平田委員長） 次に、日程第10、その他であります。
- （熊坂教育総務課長） お手元に配らせていただいております予算の概要をお出してください。

この105ページから順にご説明をまいります。

先ほど教育長の報告にもありましたように、平成24年度の当初予算につきましては、現在開会中の3月定例議会におきまして審議中でございまして、この28日に採決を行う予定となっております。本来であれば議会の議決後に教育委員会の皆様に予算の概要をご説明を申し上げるところでございしますが、定例教育委員会の日程の都合によりまして、本日開会ということになりましたので、議会の議決前にご説明することになりましたので、まだ議決前であるということで、ご理解いただきたいと思ひます。

それでは、予算の概要105ページをお開きください。105ページになります。予算の概要

105ページが一番上です。02の私立幼稚園就園奨励補助事業費でございますが、これは私立幼稚園に就園している園児世帯の所得状況に応じまして保育料の補助を行っているもので、国庫補助分と町単独分の補助金でございます。その下にありますように、またそのほかにも幼稚園4園に対します事務費、厚木地区私立幼稚園協会への補助金、私立幼稚園教材費補助金、特別支援教育補助金などがございます。

次に、その下の05、高等学校就学助成事業費でございます。その下にあります5事業の01高等学校等通学助成事業費でございますが、これは高等学校等に就学している生徒の家庭の経済的負担の軽減と、公共交通機関の利用促進を図ることを目的といたしまして、生徒の通学のためのバス代ですとか、通学用自転車の購入費の一部助成を行うものでございます。

その助成額につきましては、バス通学者にあつては1人当たり年額1万8,000円、月額にしますと1,500円になります。自転車通学者につきましては、1人当たり、高校在学中に一回だけ2万円ということで助成をいたすものでございます。

一番下にあります02高等学校等入学準備金助成事業費でございますが、これは準要保護世帯の生徒を対象としまして、高等学校等の入学費用の一部2万円を助成しまして、保護者の経済的負担の軽減を図るものでございます。

次の106ページをご覧ください。106ページの下の方、下の段、07の小中学校国際教育推進事業費でございますが、平成23年度と同様に日本語指導を必要とする児童・生徒に対しまして、スペイン語やポルトガル語などのできる指導協力者により日本語指導教育を行いまし、て支援を図るものでございます。

また、国際教育の一環として英語を母国語とする外国人指導助手を小中学校に派遣しまして、英語教育の推進を図るものでございます。

次に、107ページ、隣、一番上、08の小中学校図書館指導員派遣事業費であります。これは各学校に図書館指導員を派遣しまして、学校図書館運営の充実を図るものでございます。

その下の09小中学校学習活動サポーター派遣事業費でございますが、教科学習などのさまざまな場面で教職員を補佐する学習活動サポーターを小中学校に派遣しまして、学校教育活動の充実を図るものでございます。

その下、一番下、10小中学校児童・生徒介助員派遣事業費であります。介助が必要な児童・生徒の学校生活や学習活動を援助する介助員を派遣しまして、障害児教育の円滑な運営に資するものでございます。

次のページ、108ページが一番上です。11特別支援教育支援員派遣事業費であります。

平成20年度より設置し、派遣してきたものでありまして、発達障害など、特別な支援を必要とします児童・生徒の学校生活や学習面での支援を行うことを目的といたしまして、特別支援教育支援員、俗にいうふれあいサポーターと呼んでおりますが、これを配置しまして、支援教育の充実を図るものでございます。

同じページの一番下、01教育開発センター管理経費であります。平成13年度に設置しました教育開発センターの教育機関としての機能であります課題把握、調査研究、研修及び支援、これの充実を図るために事業展開を行うものでありまして、新規事業といたしましては、学力の向上と新しい高校入試制度に対応するため中学一、二年生を対象に実施する学力検査実施経費ですとか、命を大切に育てる心の育成のための教育推進研究事業経費、隣のページにありますが、それなどが主な内容でございます。

次に、109ページの上のほうの四角です。02教育相談事業費であります。臨床心理に対して専門的な知識、経験を有するカウンセラーの派遣ですとか、不登校児童・生徒のよりどころとしての適応指導教室運営事業費、児童・生徒教育相談事業として、学校教育相談員や家庭訪問相談員、支援教育アドバイザーの巡回相談に伴う事業費でございます。

その下、一番下の03キャリア教育推進事業費につきましては、中学校2年生を対象に実施する職場体験事業の経費でございます。

次に、小学校費になります。111ページ、少し飛びまして111ページの一番上、06学校施設整備事業費でございます。これは経年劣化や管理上必要な学校施設を改修するものでございまして、来年度は田代小の防球ネットのかさ上げ工事、中津第二小と菅原小の揚水ポンプの交換工事を予定いたしております。

その下、01の給食管理経費であります。新規事業として、給食用食材の放射性物質濃度検査を実施するとともに、給食調理業務委託では、高峰小、田代小、中津小、半原小の4校に新たに加えて、24年度からは中津第二小学校においても調理業務委託を行ってまいります。

次に、112ページ、次のページの真ん中の欄です。児童給食費補助金であります。小学校の全児童を対象に給食費の一部月額100円を補助し保護者の経済的負担の軽減を図るものでございます。

次に、113ページ、隣のページですが、113ページ、一番上、03要保護、準要保護児童就学援助事業費でございます。生活困窮の状況である世帯、保護者の負担軽減を図るために、就学困難な児童の保護者に対しまして、学用品費、修学旅行費、給食費などの援助をするも

のでございます。

次のページの114ページの真ん中の段、05の情報教育推進事業費であります。概要の114ページ、これはパソコンの賃借料、パソコンデータセンター保守管理委託料、インターネット通話料が主な内容でございます。

次に、115ページの一番下をご覧ください。06の学校施設整備事業費であります。工事については中学校の工事ですが、愛川中学校体育館窓枠改修工事、愛川中原中学校のプールろ過器レアキャッチャー交換工事、愛川東中、愛川中原中学校のFFファンヒーターの交換工事、それと全中学校体育館のバスケットボールコートライン改修工事を予定をいたしております。

116ページの、今度が一番上です。116ページが一番上、中学校の給食管理経費であります。デリバリー方式で実施しています中学校給食の調理から配送、配膳、洗浄までの一連業務を民間業者に委託する経費でありまして、新規事業といたしましては、小学校給食と同様に食材放射性物質濃度検査を実施してまいります。

今度が一番下の欄、116ページが一番下の部分をごらんください。02の教育振興教材購入事業費であります。この中では、新規事業といたしましては、平成24年度から中学校における武道の必修化に対応するために、老朽化の著しい愛川中原中学校の柔道の畳を更新していくものでございます。

教育総務関係は以上であります。

○（大八木生涯学習課長） 概要書の119ページをお願いいたします。

119ページ上段03生涯学習推進事業費でございますけれども、後ほどご説明いたしますけれども、第2次生涯学習推進プランができましたので、そちらの進行管理を行います生涯学習推進協議会委員さんの謝金ですとか、町民大学講座の開催経費や、まちづくり団体等への補助金が主な内容となっております。

その下の04男女共同参画推進事業費であります。こちらも今年度できました第2次男女共同参画基本計画の進行管理を行います愛川パークパワープラン推進協議会委員さんの謝金です。そのほか、男女共同参画推進事業講演会開催経費などが主な予算内容となっております。

1ページおめくりください。中段になります。03の青少年健全育成事業費でございますけれども、団体への補助金ですとか、友好都市蓼科町との青少年圏外交流事業補助金などのほか、隔年で行っております子供議会が24年度開催ということになっておりますので、その開

催経費などが主な予算内容となっております。

お隣の121ページをご覧ください。そちらの一番上の04でございます。青少年指導員養成事業費でございますけれども、レクリエーションスクールですとか、ウォーキングラリー等の青少年指導者養成事業委託料ですとか、地域の指導者を養成するためのジュニアリーダー研修事業委託料のほか、野外活動指導者研修会の開催経費が主な内容となっております。

次に、06でございますけれども、子供会育成事業費でございます。こちらにつきましては、町子供会連絡協議会が、地域、学校と連携して開催いたしますふれあいレクリエーション事業の委託ですとか、町子供会連絡協議会運営費に対する補助金などが主な予算内容となっております。

122ページをお願いいたします。08であります。08放課後児童クラブ事業と、その下の09のカワセミ広場事業費でございますけれども、この2つの予算につきましては、指導員の賃金が主な内容となっております。

お隣の123ページをお願いいたします。123ページの中段になりますが、02でございます。児童館施設整備事業費でございますけれども、各行政区から要望のありました児童館の施設修繕等の整備委託料ですとか、町土地開発公社が昨年度大塚児童館用地拡張のために取得いたしました用地を町で買い取るという予算が主な経費となっております。

続きまして、1ページおめくりいただきまして124ページの上段の02の地域公民館等集会施設整備事業費でございますけれども、こちらにつきましても行政区から要望のありました地域公民館等の施設修繕等に対する補助金でございます。

続きまして、124ページの下段になります。01文化会館運営事業費でございますけれども、23年度まで中津公民館の一つの自主事業として実施をしておりました国際交流事業を、国際交流推進事業と拡大して推進するものでございます。

次に、125ページの03、公民館維持管理経費でございますけれども、通年の維持管理経費のほか、新規事業といたしまして、文化会館では、老朽化による会議テーブル20台の更新ですとか、ホール、舞台用諸幕交換工事を行います。

また、半原公民館では、バスケットボール、先ほど中学校であったんですけれども、バスケットボールのルール改正がございまして、コートが大きさが変わったということで、体育室のコートラインの改修を予定しております。

また、中津公民館では、高圧の電流が異常となった場合、事故を防止するために設置している高圧開閉器の更新を予定しております。

また、図書館運営事業費の新規事業では、休館日等の図書等の返却が容易にできますように役場本庁舎内に図書返却ポストを設置し、図書館利用者の利便向上を図るものであります。以上でございます。

○（平田委員長） 近藤課長、お願いします。

○（近藤スポーツ・文化振興課長） 続きまして、スポーツ・文化振興課所管の関係費でございます。

最初に、土木費になります。予算の概要は95ページになります。公園管理経費でございます。5事業の02公園業務管理経費有料公園施設分と、04の公園施設維持管理経費有料公園施設分であります。主な内容は、第1号公園プールの管理業務委託料、プールコインロッカー購入、そして有料公園施設、第1号公園、第2号公園、坂本運動場、角田運動場の光熱水費や施設の修繕料、電気設備保安業務のほか、樹木剪定業務等の施設等維持管理委託料であります。

次に、その下の02田代運動公園管理経費であります。96ページにわたります。プールの開場中の機械運転監視等を総合的に管理委託する経費と、施設等の管理、事務受付の臨時職員延べ5人分の賃金のほか、その他プール利用者傷害保険料などがございます。

また、02の維持管理経費としましては、燃料費、光熱水費、芝管理委託、機械警備委託など、14項目の業務委託のほか、修繕費としましてプール給水ポンプ修繕、プールサイドテント張りかえ工事、プールウォータースライダー着水リユウ改修、ソフトボール場防球ネット増設工事であります。

次に、その下の03三増公園管理経費であります。施設管理受付事務等の臨時職員延べ4人分の賃金と、また02維持管理経費としまして、燃料、光熱水費や電気設備、保安業務などの16項目の業務委託のほか、24年度は幼児用サッカーボール購入、3,000メートル障害ハードル交換修繕、女性トイレ和式便器設置工事であります。

土木費は以上でございます。

続きまして、教育費に移ります。予算の概要は126ページからになります。

01文化振興管理経費であります。文化芸能全国大会等出場奨励金を初め、概要に書いております文化振興団体への補助金であります。

次に、02文化財保護事業費であります。文化財保護委員7人分の報酬、埋蔵文化財試掘確認調査委託料や文化財標柱案内板の修繕、文化財案内標柱の設置工事のほか、24年度はフナセ天井、あずま屋の扉等の塗裝修繕であります。

124ページになります。郷土資料館管理経費の最初に01業務管理経費であります。臨時職員延べ3人分の賃金や、収蔵庫に保管する資料の殺虫、殺菌のための燻蒸委託料、空調設備点検委託料であります。

次に、02維持管理経費として、資料館の清掃、機械警備などの管理委託料のほか、照明などのボウチク設置費となっております。電気水道や浄化槽施設などの維持管理にかかる負担金でございます。

次に、03運営事業費でございます。郷土資料館運営委員の報酬、企画展示会の経費のほか、広報用のポスター、チラシの印刷費、また冷凍保存しています鳥、魚の剥製する委託料でございます。

その下の古民家管理経費でございます。01業務会計用受付清掃業務等の委託料でございます。

02維持管理経費としまして、施設の修理のほか、展示物管理委託、機械警備委託でございます。

予算の概要は128ページになります。保健体育総務管理経費でございます。01保健体育一般管理費は概要に記載されていますスポーツ全国大会出場奨励金や、市町村愛甲カガ駅伝競走大会などの補助金、負担金などの事務的経費になります。

02学校開放推進事業費は、小中学校のグラウンドや体育館の一般開放にかかる経費でございます。

次に、03各種スポーツ開催事業費であります。01は町周年競走大会開催経費でございます。

02は各種スポーツ教室等開催経費は、少年少女を対象としましたスポーツ教室や大会の開催経費でございます。

03町民ふれあい体育大会開催経費は、隔年で開催しております大会のテント等賃借料などの経費でございます。

予算の概要は129ページになります。スポーツ施設予約システムの管理経費であります。厚木市、愛川町、清川村の3市町村共同スポーツ施設予約システムの維持管理経費と、予約システム賃借料、共同運営負担金のほか、システムの修繕として自家運用修繕、利用時間見直しに伴う予約システム時間修正業務負担金であります。

その下でございます。体育施設管理経費でございます。01体育施設業務管理経費は、第1号公園臨時職員延べ4人分の賃金のほか、坂本、三増プールの管理業務委託、トレーニングルーム指導者委託のほか、体育館2階トレーニングルームに設置しておりますトレーニング

マシンや自動券売機の賃借料でございます。

最後に、02体育施設維持管理経費であります。主な内容は、第1号公園体育館や坂本体育館などの施設の清掃、体育施設器具の保守点検などの委託料や燃料光熱費のほか、国際競技規則の変更による、バスケットですが、第1号公園体育館及び坂本体育館のバスケットライン塗りがえの補修管理でございます。

説明は以上でございます。

○（平田委員長） 説明は以上であります。

これより質疑に入ります。

ご質疑、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

足立原委員、お願いします。

○（足立原委員） お尋ねなんですけれども、106ページに、教育費の小中学校国際教育推進事業というのがあるんですが、これは外国籍児童に対する支援と、それから本来の日本の児童・生徒に対する外国語の指導と、両方あるんですが、これは一括して国際教育になっています。片一方は支援なんです。外国籍児童の、日本語がよくわからないから、それを支援してあげると、そういうことなんですけれども。もう一つは外国の文化をわかるように、外国の英語の教育をするということ。ちょっと意味合いが違うので、国際教育とまとめてあるんですけれども、分けたほうがいいんじゃないかなという感じがするんですが。国際には相違ないんですけども、片一方は支援をしていく。外国に留学させるとか、日本語を学ばせてくれとか、そういうときは国際教育になる。その辺のところどうなんですか。項目で上げてあると思うんですけども。

○（佐野指導主事） 国際教育のここでの答えといたしまして、いわゆる英語指導助手ALTと呼ぶものを各学校に派遣しているんですけれども、本来外国語活動としてALTを使っているのは五、六年生だけなんです。小学校1年生から4年生まではそういった教科はございません。そこでやはり国際教育という観点のもと、そういったALTの方にお話を聞いたり、あるいは外国語、つまり英語の文化を教わったりというところでの国際教育とされております。分けるということとは観点が違いますが、一応そういう押さえで国際教育ということで書かせていただいております。

○（足立原委員） もう一つのほうは外国から来ている子供たちに、日本語がわからないから、その日本語のいろいろなことを教えてあげる。いろいろなことを教える。日本語ももちろんなんですけれども。それがポルトガル語、スペイン語のできる方を呼んで、その子供たちに日本

語をわかるように教えてあげるとのことだと思っんです。それを両方含めて国際教育と、こう呼んでいるから、ちょっと何か意味が。

- （岡本委員） 私も思うんだけど、国際教育となると、この6つの学校がありますね。たまたま言葉のスペイン語などの不自由な子が在籍している学校ですね。だから、ほかの在籍していない学校には国際教育と銘打ってやっていないですね。
- （佐野指導主事） 上の意味の日本語指導助手、これは在籍した子だけです。ALT、外国人指導助手、こちらにつきましては全部の学校で国際教育ということで行っております。
- （足立原委員） これは国際教育と呼んでいい。支援のほうは国際教育と呼んでいいのか、ちょっと疑問に思っんです。
- （岡本委員） 今の説明で、ということは国際教育のほかの、ここにはない学校、それも全部やっているわけですね。
- （佐野指導主事） そうです。
- （岡本委員） この学校は特にそれ以外にも言語の不自由なお子さんに対して特別に該当する母国語を指導するという意味で、この学校については並列して両方が書いてある、そういう意味ですか。
- （佐野指導主事） そうです。
- （平田委員長） お願いいたします。
- （佐野指導主事） さらにもうちょっと補足させていただきますと、日本語指導を必要とする児童・生徒に対して、スペイン語、ポルトガル語のできる指導協力者ということですが、けれども、日本語がわからないことによる単なる通訳のみならず、やはりスペイン語で「おはよう」というのは何と言うのかとか、「こんにちわ」って何と言うのかとか、あるいはブラジルというのはどんなものを食べているんだろうとか、そういった意味合いにおいても日本語指導協力者も国際理解という部分で国際教育をやっているというふうな位置づけで、両方共通点はあるんです。外国語指導助手は英語です。もう片方はスペイン語、ポルトガル語ということになる。両方言語は違いますけれども、ほかの国の文化を理解するという共通点があるということで、ひとくくりにしてあるという位置づけになっています。
- （熊坂教育長） 補足をさせていただきます。

大分前のことなんですが、日本語指導の部分については、当初は県が講師を派遣するというので、補助金を町へいただいていたんです。そのときの名称が実はこれなんです。ですから、予算上一度それで位置づけたもので、名称をその後検討せずに今まできている、それ

が実態なんです。ですから、今後必要があれば変えるというのもあるんですが、予算の組み
枠が実は全部そういうふうにでき上がっていますので、変えるというのがいいような悪いよ
うな面がございまして、それで今までこれできているというのが実態としてはございます。
組み替えると、それも確かに一つの方法だろうとは思いますが、財政当局もまた混乱して
しまうということで、できたらこの名称で通させていただければありがたいなと思ってお
ります。

○（平田委員長） よろしいでしょうか。

○（足立原委員） わかりました。このことはわかりましたので。

○（平田委員長） ほかにございますか。よろしいですか。足立原委員、お願いします。

○（足立原委員） 05で高等学校等就学助成事業費、これはもともとこの名称でやっていま
したか。

○（熊坂教育総務課長） 一応この名称でやっております。内容的に高等学校の通学助成事業
が平成22年度から行っていまして、高等学校等の入学準備金は23年度から開始をしておりま
す。その内容としてこの2つがございまして。

○（平田委員長） ほかにいかがですか。よろしいですか。

では、質疑がありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認めます。

よって、（1）平成24年度予算の概要については、ご承認願います。

続いて、（2）第2次愛川町生涯学習推進プランについて及び（3）第2次愛川町男女共
同参画基本計画については報告事項となりますので、一括して報告をお願いいたします。

○（大八木生涯学習課長） それでは、第2次愛川町生涯学習推進プランと、同じく第2次愛
川町男女共同参画基本計画につきまして、お手元の資料に基づきましてご説明をさせてい
たできます。

それでは、まず初めに、生涯学習推進プランの本編、厚いほうの3ページをお願いしたい
と思います。

計画策定の趣旨でございまして、愛川町生涯学習推進プランの第2次計画につきましては、
町民の主体的な生涯学習活動を支援していくとともに、共同による生涯学習の推進を目指し、
作成したものであります。

本件の策定に当たりましては、平成22年、23年度の2カ年で取り組みまして、22年度につ

きましては町民アンケートの結果や個別事業の評価をもとにし、第2次計画に向けて取り組むべき課題を整理いたしました。

23年度には、役場庁舎内の課長級で構成する策定検討委員会と、主幹級の担当者のワーキンググループ会議において原案を作成いたしまして、町民等で構成する第2次愛川町生涯学習推進プラン策定委員会を中心に、内容を検討、協議を進め、計画の策定を図ったものであります。

5ページをお開きください。計画の期間であります、本計画は第2次愛川町総合計画の前期基本計画の期間を踏まえまして、平成24年度から平成29年度までの6年間といたしたところでございます。

飛びまして、20ページをお開きください。

20ページ、計画の骨子であります、将来像につきましては、一番下段に記載のとおり、学びあい・ふれあい・高めあう生涯学習のまち愛川～町民との協働による生涯学習をめざして～を掲げました。

横の21ページからの基本計画、基本目標といたしまして、4つの基本目標に沿って施策を推進いたします。

まず、目標1では、学びの基礎づくりといたしまして、家庭、地域、学校での学習の充実に向けた取り組みを推進いたします。

目標2では、多様な学びの機会づくりといたしまして、さまざまな学習の機会を提供いたします。

また、目標3では、学びを生かす仕組みづくりといたしまして、継続的な学習を支援してまいります。

さらに、目標4では、学びを支える環境づくりとしまして、情報提供や学習環境の充実などを推進いたします。

27ページをお開きください。今後前期基本計画にあります主要施策に基づいた事業により推進してまいりますけれども、この計画の詳細につきましては、ここから後段になりますので、後ほど中身をご覧いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、男女共同参画基本計画の概要についてご説明をしたいと思います。本編、厚いほうをお願いいたします。こちら3ページからとなりますので、3ページをお願いいたします。

策定の趣旨でございますけれども、愛川町男女共同参画基本計画の第2次計画は、男女の

人権が尊重され、個性と能力をはぐくむことができる男女共同参画社会の実現を目指し、策定いたしましたものであります。

本計画の策定の経緯につきましては、生涯学習推進プランと同様のスケジュールで進めさせていただきました。町民アンケートや個別事業の評価の実施、さらには策定委員会とワーキンググループにおいて原案を作成し、町民等で構成する第2次愛川町男女共同参画基本計画策定委員会を中心に内容を検討、協議を進め、計画の策定を図ったところであります。

5ページをお願いいたします。5ページ計画の期間であります。計画の期間であります、こちらにつきましても第2次愛川町総合計画前期基本計画の期間を終えまして、平成24年度から平成29年度までの6年間といたしましたところでございます。

飛びまして、20ページをお願いいたします。計画の骨子であります、基本理念につきましては、後段に書いてありますように人権の尊重による男女共同参画社会の実現を掲げまして、3つの基本目標に沿って施策を推進いたします。右側からになりますけれども、目標1では、人権の尊重による男女の平等といたしまして、男女が対等な立場や能力と個性を発揮できる社会を目指すとともに、配偶者等からの暴力を許さない社会風土の要請や、被害者支援の体制づくりなどに取り組みます。目標2では、ワーク・ライフ・バランスの実現といたしまして、普及啓発及び支援に努めます。

目標3では、あらゆる分野への男女共同参画の推進といたしまして、社会のあらゆる分野の活動に対等に参加でき、責任を分かち合えるための仕組みづくりを支援してまいります。

27ページをお願いいたします。本計画の前期基本計画によります主要施策に基づいた事業により推進してまいります、計画の詳細につきましてはこれ以降に掲載してございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

簡単で申しわけないんですけども、以上で両計画の概要説明とさせていただきます。

以上でございます。

○（平田委員長） 報告は以上であります。何かお聞きしたいことなどありましたら、お願いいたします。

私から、前もこのあれは出たと思うんですけども、すべて話が戻ってしまうんですが、男女参画の、生涯学習のこれは教育委員のこのところでやるべきものなのではないかと、うのが常々出ていたんですけども、どうなんですか。

○（大八木生涯学習課長） 前からそういう議論は、足立原委員さんがやられたときも策定委員から意見があったんですけども、現状での町の担当というのは町長部局から委任事項

ということで教育委員会に委任行使されておりますので、現状では教育委員会がやるということでございます。

以上でございます。

- （平田委員長） 何かご質問ありますか。
- （榮利委員長職務代理者） 前にお話ししたかもしれませんが、プランはできました。それを前期、後期に分けてやっていきます。これはプランドゥーのドゥーですね。チェックがないんです。両方そうなんですけれども、計画を立てて実施していったときに、見直しという期間がありますね。これは3年もたっていますね。一番最初から。毎年、毎年チェックを入れて、計画に沿って、その計画が合っていますか、合っていませんか。やったことに対して、その方向でいいんですか、よくないんですか。だから、私は前から言っていますけれども、点検評価をなぜやらないんですか、教育委員会として。教育委員会の点検評価というのは平成19年度からやりなさい。近隣の市町村も結構やっています。そのチェックがないから、計画に対してやっているんです。やっているんですけれども、修正が入ったのか、入らないのか、わからないんです。見直しまでずっとやって、その見直しのところで見直ししますというんですけれども、その間はどうするんですか。
- （平田委員長） お願いいたします。
- （大八木生涯学習課長） 確かに、今、委員さんがおっしゃったように、教育委員会への中間報告、それは現状していないのは事実でございます。ただ町の中といたしましては、先ほど予算の中でもご説明申し上げましたように、民間の方を入れました委員会を設けて事後管理をする機能を設けるようにしてございます。あわせて、新年度からは庁内の、当然生涯学習を推進する担当課、男女共同参画を推進する担当課を含めた検討委員会、推進委員会、そういうものを立ち上げて、内部からの検討を進行管理していこうという形で新年度からそこに向けております。教育委員会にどういう形で報告するかというのは、今後内部で検討させていただきたいと思います。
- （榮利委員長職務代理者） 例えば、川崎市は外部の教育委員会とは別の団体をつくって、そこで教育委員会の活動内容について論議しているわけです、一般の人を入れて。ほかの市町村でも点検評価の段階では、学識経験者を入れたり、教育経験者を入れたりして、本当に教育委員会の活動が方向に合っていますかということをやっているわけです。今、課長が言われたように、それはやることはいいんですけれども、それがきちんと表にわかるようにしたほうがいいんじゃないですかということなんですけれども。全部点検評価の内容は各市町

村公表していますから。それはやったほうが良いと私は思うんです。

- （岡本委員） その見直し期間、前期が終わって、後期に入るときに見直し期間がありますね。それは今榮利委員が言われたようなチェック期間というふうに考えておられるわけですか。
- （大八木生涯学習課長） こちらの前期、後期というのは、あくまでも前期、後期のつくり直す期間ということなので、今、榮利委員さんが言われたものと若干違うと思うんです。今言われているのは、進行管理をどこがやっているのか。それがこの計画に沿ってどこまでやっているのか、そういうものをチェックしたものを公表したほうがよい、こういう話だと思うんですけれども。
- （河内教育次長） 男女共同参画基本計画につきましては、今説明をさせていただきましたように、24年度スタートしました6年間の計画ということでございます。前期については6年間ということでございまして、それで見直しというのは4年後に見直しを実際に入りまして、今度は後期に位置づけをするということで、その期間の設定をしております。ただ、あと毎年のこの計画をつくったものを実行されている内容等については、推進協議会という体制を改めて、今、課長が申し上げましたように24年度に、また以前も設置はしてございますけれども、推進協議会という組織を設置しまして、これには当然ながら町民の方も公募で参画いただく。またさらには関係する婦人団体の方とか、あるいは例えば農協婦人部みたいな、そういうことだとか、愛甲商工会だとか、そういったところの婦人層にも入っていただくというメンバーは、具体的に今手元にありませんけれども、そういう組織をつくりまして、その進行管理ということではしていただき、そういったものも必要によってはこの委員会に、教育委員会に報告するというのも、今後はそういうご意見のことはさせていただくこともできると思います。

あと一点は、今度は全体を通しまして、教育委員会が行っております、3課ございますけれども、各種事業、その前に施策事業等の推進に当たりましては、やはり24年度から外部の学識経験者の方等の組織を立ち上げまして、そして外部評価の点検をさせていただき、そして教育委員会にきちんと報告をしまして、また教育委員さんの皆さんからご意見をいただくという方法はとっていきたいということでもあります。ただ、今までが本町については外部評価委員会そのものが町全体で行っている中で必要に応じた各課の施策事業等について、外部評価の委員さんをもって各事業の抽出をしまして行っておりましたので、そういったことで、今各市町村が実施している教育委員会の点検評価という部分の中では、そういったものを行

っているということで私どもは対応してきたんですけども、今おっしゃられたようなことの全体を通してのことについても、しっかりその辺を教育委員会の所管ということでとらえて、そしてその推進等に当たって、またさらには施策事業等の点検評価をしっかりとやっていきまして、そして教育委員さんからのご意見なども踏まえた中で、今後の推進等を行っていくような体制をとっていきたいということで、これは24年度においても、24年度からまた新たな実施をということで、進めてまいりたいということで考えてございますので、そのようなことでご理解いただければと思います。

○（榮利委員長職務代理者） 通常点検評価は1年前のものと、各市町村8月あるいは7月に報告しているんです。だから、来月の定例教育委員会の中で日程を出されたほうがいいと思います。公募にするのか、どうするのかというのがありますけれども、具体的に日程がわからないと、結構教育委員会を3回ぐらいやっている市町村もあります、その内容について。準備は結構かかると思います。だから、そういうふうな具体的な動きが出るのであれば、非常にいいことなので、私は進めてもらいたいと思います。

○（河内教育次長） この点は、教育委員会の点検評価の関係については、12月にさせていただいたこともあるかと思えます。予算等に反映をするということを含めまして24年度に入りましてそういう組織を立ち上げるということと、どんな方法で点検評価の関係を行っていくか、スケジュール的なものも含めて、ご提示を、ご意見をいただき、そしてその組織、提出等についても、立ち上げる方向をとっていきたいと思います。いずれにしても、教育委員会の点検評価ということでもございますので、教育委員さんにご意見等は伺いながら、その辺も取り組んでいきたいということに思えますので、そのような方向で考えていきたいと思えます。

○（平田委員長） ほかに質疑はございますか。足立原委員、お願いします。

○（足立原委員） 今の件で、庁内体制の整備というのが男女共同参画基本計画の中にあるんです。これは今までもあったけれども、これを役割を強化していくという文章になっていますね。とりあえずは機構上教育委員会が担当していくんだということなんですけれども、僕が前に言いましたように、愛川町はそうなんでしょうけれども、この辺のところが見直しをしていくというのを、私がかつてこの男女共同参画計画の中の推進会議に出たときにいきましたら、そういう答弁があったんです。4月とか、庁内の機構改革、こういう部分で直していくという話も伺ったことがあるんです。本来は国でも男女共同参画の部分はほかの部署でちゃんと立ち上げてやっているんです。だから、その辺のところ、これは町長さんの姿

勢かもしれませんけれども、教育委員会でもぜひはっきりとしていただいて、この男女共同参画行政推進会議、この辺のところでもよく検討していただいて、たまたま会議あたりが福祉課あたりがちょっと出てくるみたいな感じだったんです。それではやっぱりまずいではないかと思ひまして、ぜひこの辺のところの庁内の体制をしっかりとさせていただきたい、こんなふう要望しておきます。

○（河内教育次長） 今、ご意見がありましたように、この点については、町でも25年度に組織等の見直しということを考えていくようでありまして、今後のことでまだ未定でございますけれども、そんな動きをとっていくというようなことでもありますので、そういった中で、町全体の組織改革という中で、その辺は意見があったことを踏まえて、私どもも町長部局と調整等を行っていければというようなことで思っておりますので、ご理解いただければと思います。

○（平田委員長） よろしいですか。

ほかにございませんか。ほかに質疑がありませんので、（2）第2次愛川町生涯学習推進プランについて、及び（3）第2次愛川町男女共同参画基本計画については、報告のとおりご了承願います。

次に、（4）その他でございますが、各委員から何かご意見等がありましたら、お願いいたします。ありませんか。

（「特にありません」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、（4）その他については、終了とさせていただきます。

◎閉会

○（平田委員長） 以上をもちまして、議事のすべてが終了しましたので閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

では、3月定例会を、以上をもちまして閉会いたします。長時間にわたってありがとうございました。

愛川町教育委員会会議規則第19条第2項の規定により、ここに署名をいたします。

平成24年 5月28日

教育委員長	早田 明美
職務代理者	榮利 隆一
教育委員	足立 原威
教育委員	岡本 弘之
教育長	熊坂 直美
調整職員	井 工 守